

船舶事故調査報告書

令和2年3月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年11月7日 05時30分ごろ～08時35分ごろの間）
発生場所	不明（徳島県海陽町網代埼東岸付近）
事故の概要	漁船久丸は、刺し網漁の揚網を行う目的で出航したのち、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年11月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 久丸、1.17トン T03-17390（漁船登録番号）、個人所有 5.67m(Lr)×1.52m×0.62m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和53年
乗組員等に関する情報	本件船長 男性 82歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月9日 免許証交付日 平成31年4月8日 (令和6年6月13日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（本件船長）
損傷	船底外板に亀裂、船外機の脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北～東～南、風力 0～1、視界 良好 海象：波高 約3m、水温 約24℃ 本事故当時、気象及び海象に関する警報及び注意報の発表はなかった。
事故の経過	本船は、本件船長が1人で乗り組み、前日に仕掛けたいせえび漁の刺し網を揚網する目的で、令和元年11月7日海陽町浅川港を出航した。 本件船長と同じ漁業協同組合（以下「本件組合」という。）に所属する僚船の船長は、網代埼南岸付近に仕掛けた刺し網を揚網中に波高約3mの高波が発生したので、漁を中止して帰航していたところ、05時30分ごろ網代埼北西方沖を東進中の本船を目撃した。

	<p>本件組合に所属する別の船長（以下「僚船船長」という。）は、浅川港北東方沖に仕掛けた刺し網を揚網した後、06時30分ごろ網代埼東方沖に仕掛けた刺し網付近に到着した。</p> <p>僚船船長は、本件船長の刺し網が網代埼東岸付近に仕掛けられており、また、同岸付近に波高約3mの高波が発生していたので、本件船長が漁を中止したと思った。</p> <p>僚船船長は、07時ごろ帰港し、刺し網の整理をしていたところ、ふだん港で本件船長の手伝いをしている者から本件船長が帰港していないことを聞き、網代埼東岸付近に向かったところ、08時35分ごろ岩場に転覆した状態で乗り揚げている本船を発見した。</p> <p>本件組合の職員は、僚船船長から連絡を受け、海上保安庁に通報した。</p> <p>本件船長は、海上保安庁、消防、警察、本件組合の漁業者等により捜索が行われ、10日08時30分ごろ網代埼東岸の岩場において地元の消防団員により発見された。</p> <p>本件船長の死因は、溺水吸引による窒息（推定）と検案された。</p> <p>本船は、浅川港の岸壁に陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件船長は、刺し網を揚網する際、機械を使わずに人力で行っていた。</p> <p>本件船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、携帯電話を身に付けていなかった。</p> <p>本船の刺し網は、数枚のうち1枚が一塊の状態海中にあったところを本件組合の漁業者によって発見された。</p> <p>文献（「波浪学のABC」、磯崎一郎著、株式会社成山堂書店、平成18年8月発行）によれば、磯波については、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本件船長の死因は、溺水吸引による窒息（推定）であった。</p> <p>本船は、浅川港を出航し、05時30分ごろ網代埼北西方沖を東進しているところを目撃された後、08時35分ごろ網代埼東岸の岩場に転覆した状態で乗り揚げているところを発見されたことから、この間において、本件船長が落水したものと推定される。</p> <p>本件船長は、刺し網1枚が一塊の状態海中から発見されたことか</p>

	<p>ら、揚網作業中、磯波を受け、落水して溺死した可能性があると考えられる。</p> <p>本件船長は、救命胴衣を着用していなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浅川港を出航した後、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型の船舶で磯波の発生する海域において操業する際は、沖側からの波浪状況を確認するなどし、波高が高い場合には操業を中止すること。 ・ 出漁する際は、救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・ 防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

